

保険業法等の一部を改正する法律

(保険業法の一部改正)

第一条 保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百七十一条の二の四」を「第二百七十一条の二の三」に、「第十章の二」を「第十一

「第十二章 少額短期保険業者の

第一節 通則（第二百七十二

第二節 業務等（第二百七十

第三節 経理（第二百七十二

第四節 監督（第二百七十二

第五節 保険契約の包括移転

第六節 株主

第一款 少額短期保険主要

第二款 少額短期保険持株

章」に、「第十一章 雑則（第二百七十二条―第二百七十四条）」を

第三款 雑則（第二百七十

第十三章 雑則（第二百七十三

特例

条―第二百七十二條の十）

二條の十一―第二百七十二條の十四）

條の十五―第二百七十二條の十八）

條の十九―第二百七十二條の二十八）

等（第二百七十二條の二十九・第二百七十二條の三十）

に、

「第二章 生命保險募集人及び損害保

第一節 生命保險募集人及び損害

第二節 所屬保險会社（第二百八

株主（第二百七十二條の三十一―第二百七十二條の三十四）

会社（第二百七十二條の三十五―第二百七十二條の四十）

二條の四十一―第二百七十二條の四十三）

条―第二百七十四條の二）

」

險代理店並びに所属保険会社

「第二章 保険募集人及び所属保険会社等

保険代理店（第二百七十六条―第二百八十二条）

を 第一節 保険募集人（第二百七十六条―第二百

十三条―第二百八十五条）

― 第二節 所属保険会社等（第二百八十三条―第

八十二条） に改める。

二百八十五条）

第二条第一項中「不特定の者を相手方として」を削り、「他の法律に特別の規定のあるもの」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 他の法律に特別の規定のあるもの

二 次に掲げるもの

イ 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの

ロ 一の会社等（会社（外国会社を含む。以下この号において同じ。）その他の事業者（政令で定める者を除く。）をいう。）又はその役員若しくは使用人（役員又は使用人であつた者を含む。以下

この号において同じ。）が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族（政令で定める者に限る。以下この号において同じ。）を相手方として行うもの

ハ 一の労働組合がその組合員（組合員であつた者を含む。）又はその親族を相手方として行うもの
二 会社が同一の会社の集団（一の会社及び当該会社の子会社の集団をいう。）に属する他の会社を相手方として行うもの

ホ 一の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）又はその学生が構成する団体がその学生又は生徒を相手方として行うもの

ヘ 一の地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体であつて、同条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。）がその構成員を相手方として行うもの

ト イからハまでに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

三 政令で定める人数以下の者を相手方とするもの（政令で定めるものを除く。）

第二条第十一項中「第二編第十章の二及び」を「第二編第十一章及び第十二章並びに」に改め、同条第

二十二項を同条第二十六項とし、同条第二十一項中「及び損害保険募集人」を「損害保険募集人及び少額短期保険募集人」に、「所属保険会社」を「所属保険会社等」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十項中「所属保険会社」を「所属保険会社等」に、「又は損害保険募集人」を「損害保険募集人又は少額短期保険募集人」に改め、「外国保険会社等を含む。」の下に「又は少額短期保険業者」を加え、同項を同条第二十四項とし、同条第十九項を同条第二十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

22 この法律において「少額短期保険募集人」とは、少額短期保険業者の役員若しくは使用人又は少額短期保険業者の委託を受けた者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）若しくはその者の役員若しくは使用人で、その少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行うものをいう。

23 この法律において「保険募集人」とは、生命保険募集人、損害保険募集人又は少額短期保険募集人をいう。

第二条中第十八項を第二十項とし、第十七項を第十九項とし、第十六項の次に次の二項を加える。

17 この法律において「少額短期保険業」とは、保険業のうち、保険期間が二年以内の政令で定める期間

以内であつて、保険金額が千万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険（政令で定めるものを除く。）のみの引受けを行う事業をいう。

18 この法律において「少額短期保険業者」とは、第二百七十二条第一項の登録を受けて少額短期保険業を行う者をいう。

第二条の二第一項各号列記以外の部分中「保険会社」を「保険会社等」（保険会社又は少額短期保険業者をいう。以下同じ。）に、「第十章の二第一節及び第二節並びに第十一章」を「第十一章第一節及び第二節、第十二章並びに第十三章」に改め、同項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までの規定中「保険会社」を「保険会社等」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（名義貸しの禁止）

第七条の二 保険会社は、自己の名義をもつて、他人に保険業を行わせてはならない。

第九条第一項中「第百十三条後段」の下に「（第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。次条において同じ。）」を加える。

第十五条第一項中「第百十三條前段」の下に「(第二百七十二條の十八において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十一条第一項中「相互保險会社登記簿」を「相互会社登記簿」に改める。

第二十五条第二項第六号及び第二十七條第二項第六号中「第百十三條後段」の下に「(第二百七十二條の十八において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十九条第二項中「第三條第一項の免許」の下に「又は第二百七十二條第一項の登録」を加える。

第三十八條第一項中「千名以上の社員」の下に「(少額短期保險業者である相互会社のうち政令で定めるもの(以下「特定相互会社」という。))にあつては、政令で定める数以上の社員)」を加える。

第三十九条第一項中「三千名以上の社員」の下に「(特定相互会社にあつては、政令で定める数以上の社員)」を加える。

第四十条第一項及び第四十五条第一項中「千名以上の社員」の下に「(特定相互会社にあつては、第三十八條第一項に規定する政令で定める数以上の社員)」を加える。

第四十六條第一項中「三千名以上の社員」の下に「(特定相互会社にあつては、第三十九條第一項に規

定する政令で定める数以上の社員」を加える。

第四十七条第一項中「千名以上の社員」の下に「（特定相互会社にあつては、第三十八条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）」を加える。

第五十条第一項中「相当する数の社員」の下に「（特定相互会社にあつては、政令で定める数以上の社員）」を加える。

第五十一条第二項中「又八三千名以上ノ社員」の下に「（特定相互会社（保険業法第三十八条第一項ニ規定スル特定相互会社ヲ謂フ以下同ジ）ニ於テハ同法第三十九条第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員）」を、「若八三千名以上ノ社員」の下に「（特定相互会社ニ於テハ同項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員）」を、「千分ノ三以上ノ社員」の下に「（特定相互会社ニ於テハ保険業法第三十九条第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員）」を加える。

第五十二条の二第一項中「次に」を「大会社又はみなし大会社であつて、次に」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の「大会社」とは第五十九条第一項において読み替えて準用する商法特例法第一条の二第一項に

規定する相互会社をいい、前項の「みなし大会社」とは第五十九条第一項において読み替えて準用する
商法特例法第二条第二項の定款の定めがある相互会社をいう。

第五十二条の三第一項中「委員会等設置相互会社」とは」の下に「前条第二項に規定する大会社又は
みなし大会社であつて」を加える。

第五十三条第二項中「及び第二百七十三条から第二百七十九条ノ二まで」を「並びに第二百七十三条か
ら第二百七十九条ノ二まで及び第二百八十条第二項」に改め、「又ハ三千名以上ノ社員」の下に「（特定
相互会社ニ於テハ保険業法第三十九条第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員）」を、「若ハ三千名
以上ノ社員」の下に「（特定相互会社ニ於テハ同項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員）」を、「千分
ノ三以上ノ社員」の下に「（特定相互会社ニ於テハ保険業法第三十九条第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数
以上ノ社員）」を加える。

第五十五条第二項中「第百十三条前段」の下に「（第二百七十二條の十八において準用する場合を含
む。）」を加える。

第五十九条第一項中「作成及び監査」の下に「第二百八十一条ノ二（計算書類及び附属明細書の監

査役への提出)、第二百八十一条ノ三(監査報告書)」を加え、「第二百八十三条第一項から第三項まで(計算書類の報告及び承認)」を「第二百八十三条第一項から第五項まで(計算書類の報告、承認及び公開)」に、「第二条第一項(」を「第二条(」に、「第十九条第一項(」を「第十九条(」に、「第十九条の二(連結計算書類)並びに第十九条の三(監査役による連結子会社の調査等)」を「並びに第十九条の二から第二十一条まで(連結計算書類、監査役による連結子会社の調査等、大会社又はみなし大会社に該当しなくなる場合の経過措置、新たに大会社又はみなし大会社となる場合の経過措置)」に改め、「剰余金」との下に「同法第二百八十一条ノ二第二項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会(総会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会)」と、同法第二百八十一条ノ三第一項中「第二百八十一条第一項各号」とあるのは「保険業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル第二百八十一条第一項各号」と、同条第二項第六号中「営業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同項第七号及び第八号中「利益」とあるのは「剰余金」と、同項第九号中「第二百八十一条第一項」とあるのは「保険業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル第二百八十一条第一項」と、「営業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同項第十一号中「第二百七十四条ノ三第一項」とあるのは「保険業法第五十三条第二項ニ於テ準用スル第二百七十四条ノ三第一項」

と、同条第三項中「第二百八十一条第三項」とあるのは「保険業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル第二百八十一条第三項」とを、「又八三千名以上ノ社員」の下に「（特定相互会社ニ於テハ保険業法第三十九条第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員）」を、「若八三千名以上ノ社員」の下に「（特定相互会社ニ於テハ同項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員）」を加え、「商法特例法第三条第一項」を「同条第二項中「資本の額」とあるのは「基金（保険業法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額」と、「株式会社」とあるのは「相互会社」と、商法特例法第三条第一項」に、「同法第三百三十条第三項」とあるのは「保険業法第四十八条第二項」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「を」「電子公告（同法第百六十六条第六項の電子公告をいう。以下同じ。）に準ずるものとして法務省令」とあるのは「電磁的方法（保険業法第四十八条第二項の電磁的方法をいう。）であつて内閣府令」と、「に改め、「第百八十三条第一項において準用する商法」と」の下に「同条第二項中「商法第二百八十条第二項、第二百八十一条ノ二」とあるのは「保険業法第五十三条第二項において準用する商法第二百八十条第二項並びに保険業法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十一条ノ二」と、「第二百八十三条第四項、第五項及び第七項」とあるのは「第二百八十三条第四項及び第五項」とを加え、「読み替え

る」を「商法特例法第二十条中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第二項第二号中「資本の額」とあるのは「基金（保険業法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額」と、商法特例法第二十一条中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第五項中「資本の額」とあるのは「基金（保険業法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額」と、「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替える」に改め、同条第二項中「附属明細書」の下に「前項において準用する同法第二百八十三条第五項の貸借対照表の要旨」を加える。

第六十四条中「相互保険会社登記簿」を「相互会社登記簿」に改める。

第六十八条第一項中「保険業を営む」を「保険会社である」に改め、「変更して」の下に「保険会社である」を加え、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「第六条第一項の政令で定める額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項の組織変更 第六条第一項の政令で定める額

二 前項の組織変更 第二百七十二条の四第一項第二号の政令で定める額

第六十八条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 少額短期保険業者である株式会社は、その組織を変更して少額短期保険業者である相互会社とすることができ
とができる。

第六十九条第四項第二号中「前条第三項」を「前条第四項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第七十条第二項中「第六十八条第一項」を「第六十八条第一項又は第二項」に改める。

第七十九条第二項第一号及び第三号中「保険会社」を「保険会社等」に改める。

第八十五条中「相互会社」を「保険会社である相互会社」に、「保険業を営む」を「保険会社である」に改め、同条に次の一項を加える。

2 少額短期保険業者である相互会社は、その組織を変更して少額短期保険業者である株式会社とすることが
とができる。

第八十六条第七項中「第百十四条第一項」の下に「(第二百七十二條の十八において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十七条第二項中「第六十八條第一項」を「第六十八條第一項又は第二項」に改める。

第九十三条第二項第一号及び第四号中「保險会社」を「保險会社等」に改める。

第九十八條第一項第一号中「含む。」の下に「、少額短期保險業者、船主相互保險組合（船主相互保險組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第二條第一項（定義）に規定する船主相互保險組合をいう。）」を加える。

第九十九條第八項の表第十一条第十項の項中「第二百七十二條」を「第二百七十三條」に改める。

第百條の二中「説明」の下に「、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行」を加える。

第百六條第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 少額短期保險業者

第百六條第一項第十二号中「又はその子会社の営む業務」を「、その子会社（第一号、第二号及び第八

号に掲げる者に限る。第七項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務」に改め、同条第二項第一号中「前項第三号」を「前項第二号の二」に改め、同条第七項中「若しくはその子会社」を「、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改め、同条第八項中「規定は、」の下に「保険会社である」を加える。

第百十四条第一項中「保険業を営む」を「保険会社である」に改める。

第百十八条第一項を次のように改める。

保険会社は、運用実績連動型保険契約（その保険料として収受した金銭を運用した結果に基づいて保険金、返戻金その他の給付金を支払うことを保険契約者に約した保険契約をいう。）その他の内閣府令で定める保険契約について、当該保険契約に基づいて運用する財産をその他の財産と区別して経理するための特別の勘定（以下この条において「特別勘定」という。）を設けなければならない。

第百十八条第二項第二号中「財産を」の下に「当該」を加え、同条に次の一項を加える。

3 特別勘定に属する財産の管理の方法その他特別勘定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第百二十八条第二項中「子会社」を「子法人等（子会社その他保険会社がその経営を支配している法人

として内閣府令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）又は当該保険会社から業務の委託を受けた者」に改め、同条第三項中「子会社」を「子法人等又は当該保険会社から業務の委託を受けた者」に改める。

第二百二十九条第二項中「子会社」を「子法人等若しくは当該保険会社から業務の委託を受けた者」に改め、同条第三項中「子会社」を「子法人等又は当該保険会社から業務の委託を受けた者」に改める。

第二百五十一条中「三千名以上ノ社員」の下に「（特定相互会社ニ於テハ保険業法第三十九条第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員）」を加える。

第二百五十二条第三項中「保険会社」を「保険会社等」に改め、同項第二号中「免許」を「第三条第一項の免許又は第二百七十二条第一項の登録」に改める。

第二百五十三条第一項第一号中「保険会社」を「保険会社等」に改め、同条第二項第一号中「当該決議」を「保険会社による認可の申請にあつては、当該決議」に改め、同条第三項中「保険会社」を「保険会社等」に改める。

第二百五十四条中「保険会社」を「保険会社等」に改める。

第五百五十五条第一号中「第三百三十五条第一項」の下に「(第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第三百三十七條第一項」の下に「(第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第三百三十七條第二項」の下に「(第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第四項」を「第三百三十七條第四項」に改め、「場合」の下に「及び第二百七十二條の二十九において準用する場合」を加える。

第五百五十七條第二項中「千分の五以上に相当する数の社員」の下に「(特定相互会社にあつては、第五十條第一項に規定する政令で定める数以上の社員)」を加え、同条第五項中「千分ノ五以上ノ社員」の下に「(特定相互会社ニ於テハ保險業法第五十條第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員)」を加え、「保險業法第五百五十七條第二項」を「同法第五百五十七條第二項」に改める。

第六百六十二條第一項中「保險会社」を「保險会社等」に改め、同条第二項中「第六十八條第五項」を「第六十八條第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第六百六十三條第一項、第六百六十四條第一項、第六百六十五條第一項、第六百六十五條の二第一項並びに第六百六十六條第一項及び第三項から第五項までの規定中「保險会社」を「保險会社等」に改める。

第六百六十七條第一項中「保險会社」を「保險会社等」に改め、同條第二項第二号中「当該合併」を「保險会社による認可の申請にあつては、当該合併」に改め、同項第三号中「保險会社」を「保險会社等」に改め、同條に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請が保險会社と少額短期保險業者との合併に係るものであるときは、合併後存続する会社又は合併により設立される会社が保險会社でなければ、同項の認可をしてはならない。

第六百六十八條の見出しを「（みなし免許等）」に改め、同條第一項中「時に、」の下に「保險会社を當事者とする合併にあつては」を、「免許」の下に「を受けたものとみなし、保險会社を當事者としな合併にあつては第二百七十二條第一項の登録」を加える。

第六百六十九條中「保險会社」を「保險会社等」に改める。

第六百七十三條の六第二項第二号中「当該分割」を「保險会社による認可の申請にあつては、当該分割」に改め、同條に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請が保險会社の保險契約を承継させる分割に係るものであるとき

は、当該保険契約を承継する会社が保険会社でなければ、同項の認可をしてはならない。

第七十四条第一項中「保険会社」を「保険会社等」に改め、同条第三項中「保険会社が免許」を「保険会社等が第三条第一項の免許又は第二百七十二条第一項の登録」に改め、同条第六項中「保険会社」を「保険会社等」に改め、同条第九項中「に係る保険会社」を「に係る保険会社等」に、「清算保険会社」を「清算保険会社等」に改める。

第七十五条第一項及び第七十六条中「清算保険会社」を「清算保険会社等」に改める。

第七十七条第一項中「保険会社」を「保険会社等」に改め、同条第三項中「清算保険会社」を「清算保険会社等」に改める。

第七十九条第一項中「保険会社の」を「保険会社等の」に、「清算保険会社」を「清算保険会社等」に改め、同条第二項中「及び第二百二十九条第一項」を「第二百二十九条第一項、第二百七十二条の二十二第一項及び第二百七十二条の二十三第一項」に、「清算保険会社」を「清算保険会社等」に改める。

第八十三条第一項中「又八三千名以上ノ社員」の下に「（特定相互会社ニ於テハ保険業法第三十九条第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員）」を、「若八三千名以上ノ社員」の下に「（特定相互会社

ニ於テハ同項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員」を加える。

第百八十四条中「三千名以上ノ社員」の下に「（特定相互会社ニ於テハ保険業法第三十九条第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員）」を加える。

第百九十条第九項中「国債」を「国債証券、地方債証券」に改め、「第二百二十三条第十項」の下に「第二百七十二條の五第九項」を加え、同条第十項第二号中「第二百七十二條」を「第二百七十三條」に改める。

第百九十九条中「共同行為について」の下に「第七條の二」を加え、「同法第二百七十二條」を「同法第二百七十三條」に、「設ける」を「設けなければならない」に改める。

第二百条第二項中「同じ。」の下に「又は当該外国保険会社等から日本における業務の委託を受けた者（前項の保険の引受けの代理をする者を除く。次項において同じ。）」を加え、同条第三項中「特殊関係者」の下に「又は当該外国保険会社等から日本における業務の委託を受けた者」を加える。

第二百一条第三項中「特殊関係者」の下に「若しくは当該外国保険会社等から日本における業務の委託を受けた者」を加え、同条第三項中「特殊関係者」の下に「又は当該外国保険会社等から日本における業